○銚子市環境保全活動費補助金交付要綱

平成20年3月3日告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、銚子市環境基本条例(平成13年銚子市条例第18号)第17 条の規定により、市民等で構成する民間団体が自発的に行う環境保全活動に要する 経費について、予算の範囲内で環境保全活動費補助金(以下「補助金」という。) を交付することにより、市民等の自発的かつ継続的な環境保全活動を促進し、もっ て本市の自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平25告示11・一部改正)

(定義)

- 第2条 この要綱において「環境保全活動」とは、再生資源に係る回収活動、環境問題に関する普及啓発活動、環境学習を推進する活動その他の環境保全に関する活動をいう。ただし、次の各号に掲げる活動を除く。
 - (1) 市が主催する活動
 - (2) 市が回収を行う再生資源に係る回収活動
 - (3) 清掃のみを目的とする活動(平25告示11・令6告示23・一部改正)

(補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付の対象となる団体は、地域の環境保全に寄与するため、市民等により自主的に組織された団体で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 主として市内で活動する団体であること。
 - (2) 団体の構成員が5人以上で、かつ、代表者が明らかであること。
 - (3) 団体の代表者及び団体の構成員のうち、この補助金を受ける他の団体に属

する者の割合が8割未満であること。

- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 団体の構成員が銚子市暴力団排除条例(平成24年銚子市条例第1号)第 2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を 有していないこと。

(平27告示26・令6告示23・一部改正)

(補助金の交付)

- 第4条 市長は、前条に規定する団体が行う環境保全活動に要する経費について補助金を交付する。ただし、同一年度において、補助金の交付の対象となる環境保全活動(以下「補助対象活動」という。)に対し本市の他の制度による助成等が実施されている場合は、この限りでない。
- 2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象 活動に係る次の各号に掲げる経費とする。
 - (1) 実践的な環境保全活動に要する経費であって、次に掲げるもの
 - ア 資器材、消耗品等の購入費又は借上料
 - イ 使用する機材の燃料費
 - ウ 団体が加入する傷害保険、賠償責任保険等の保険料
 - (2) 広報誌、ちらし、会報、調査報告書、パンフレット等の印刷製本費
 - (3) 講演会、学習会等における講師謝礼、会場使用料、器材等の借上料等
- 3 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するもの とし、補助対象経費の財源として国その他の団体からの補助金を充当する場合にあ っては、補助対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。
- 4 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、 切捨て)とし、5万円を限度とする。
- 5 同一年度内における補助金の交付は、1団体につき1回とする。

(平21告示17・平25告示11・平26告示25・平27告示26・令6告示23・一部改正)

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、環境保全活動費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 規約その他の当該団体の設立目的等を明らかにする書類
 - (2) 補助対象活動に係る収支予算書(別記様式第2号)
 - (3) 団体の構成員の名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類 (平25告示11・一部改正)

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、 環境保全活動費補助金交付(却下)決定通知書(別記様式第3号)により、申請し た団体に通知するものとする。

(平25告示11・一部改正)

(補助対象活動の変更等)

- 第7条 前条の規定により交付決定を受けた団体(以下「受給団体」という。)は、 補助対象活動の内容を変更しようとするときは、環境保全活動内容変更承認申請書 (別記様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならな い。
 - (1) 変更の内容を明らかにする書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、環境保全活動内容変更承認(却下)決定通知書(別記様式第5号)により、申請した 受給団体に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認める

ときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更するものとする。

3 受給団体は、補助対象活動の実施を中止したときは、環境保全活動中止届出書(別 記様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(概算払)

- 第8条 補助金は、受給団体が補助対象活動を完了した後において交付する。ただし、 市長が特に必要と認める場合は、交付決定額(前条第2項後段の規定により交付決 定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額)の範囲内において、補助金の全 部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 受給団体は、前項ただし書の規定により補助金の全部又は一部の概算払を受けよ うとするときは、環境保全活動費補助金概算払請求書(別記様式第7号)を市長に 提出しなければならない。

(平25告示11·一部改正)

(実績報告)

- 第9条 受給団体は、補助対象活動が完了したときは、当該完了した日から起算して 30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、環境保全活動実績報 告書(別記様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければな らない。
 - (1) 補助対象活動の成果、実績等を明らかにする書類
 - (2) 補助対象活動に係る収支決算書(別記様式第9号)
 - (3) 補助対象活動に要した経費の支払を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の 額を確定し、環境保全活動費補助金額確定通知書(別記様式第10号)により、受 給団体に通知するものとする。 (平25告示11・一部改正)

(交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた受給団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、環境保全活動費補助金交付請求書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(平25告示11・一部改正)

(交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、第7条第3項の規定による届出があったとき、又は受給団体が次 の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は 補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- 2 市長は、第8条第1項ただし書の規定により補助金の全部又は一部の概算払をした場合において、第7条第2項後段の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更したとき(交付決定額を減額する変更に限る。)は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月4日告示第17号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第26号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示に規定する様式に よる用紙で、現に残存するものは、所要の調整をし、なお使用することができる。

附 則(令和4年3月31日告示第28号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第23号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

環境保全活動費補助金交付申請書

年 月 日

銚子市長 様

事務所の所在地 〒 又は代表者住所 団 体 の 名 称 代表者職氏名 電 話 番 号 ()

環境保全活動について、環境保全活動費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請 します。

- 1 補助対象活動の目的、内容等
- 2 補助対象活動の実施期間

年 月 日~ 年 月 日

3 交付申請額及び算出内訳

£ P

- 4 添付書類
 - (1) 規約その他の団体の設立目的等を明らかにする書類
 - (2) 補助対象活動に係る収支予算書
 - (3) 団体の構成員の名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条第2号関係)

収 支 予 算 書

対象期間 年 月 日~ 年 月 日

	収	入		支	出
区	分	予算額(円)	区	分	予算額(円)
市 補	助 金		補助対象	経 費	
自己資金	(会費等)		上記以外の	経 費	
その他(行	寄附金等)				
その他()				
収入台	計 額		支出合言	計額	

(収支予算内訳)

	×		分	予算額(円)	内 容
収					
入					
		収入台	計額		
支	補助対象経費				
		小	計		
出	上記以外の経費				
		小	措		
		支出台	計額		

団体の名称 代表者職氏名

様式第3号(第6条関係)

環境保全活動費補助金交付(却下)決定通知書

 銚子市
 指令第
 号

 年
 月
 日

様

銚子市長

年 月 日付けで交付申請のあった環境保全活動費補助金については、次のとおり 交付(却下)決定したので通知します。

- 1 交付
 - ・決定額 円

(補助対象経費 円)

- 交付条件
- 2 却下

(理由)

様式第4号(第7条第1項関係)

環境保全活動内容変更承認申請書

年 月 日

銚子市長 様

事務所の所在地 〒 又は代表者住所 団 体 の 名 称 代表者職氏名 電 話 番 号 ()

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定のあった環境保全活動費補助 金に係る環境保全活動について、次のとおり内容変更をしたいので、承認を受けたく申請 します。

1 変更内容

- 2 変更予定年月日年 月 日
- 3 補助対象経費の変更有 ・ 無 (変更後の額 円)
- 4 変更の理由
- 5 添付書類
 - (1) 変更の内容を明らかにする書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第7条第2項関係)

環境保全活動内容変更承認(却下)決定通知書

銚子市 指令第 号 年 月 日

様

銚子市長 印

年 月 日付けで申請のあった環境保全活動費補助金に係る環境保全活動の内容変 更については、次のとおり承認(却下)決定したので通知します。

- 1 承認
 - (1) 承認した変更内容

(2) 承認に伴う交付決定の変更等

・交付決定の取消し

取消年月日 年 月 日

- ・交付決定額の変更(変更後の金額
- 円)
- (3) 承認条件
- 2 却下

(理由)

様式第6号(第7条第3項関係)

環境保全活動中止届出書

年 月 日

銚子市長 様

事務所の所在地 〒 又は代表者住所 団 体 の 名 称 代表者職氏名 電 話 番 号 ()

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定のあった環境保全活動費補助 金に係る環境保全活動について、実施を中止したので届け出ます。

1 中止年月日

年 月 日

2 中止の理由

様式第7号(第8条第2項関係)

環境保全活動費補助金概算払請求書

年 月 日

銚子市長 様

事務所の所在地 〒 又は代表者住所 団 体 の 名 称 代表者職氏名 電 話 番 号 ()

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定のあった環境保全活動費 補助金について、概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

円

なお、補助金は、次の振込先口座に口座振替払により支払うようお願いします。

1 概算払請求額 金

(交付決定額 円)

2 理由

3 振込先口座

	銀	行・	労 働 🤄	金 庫						本	店
	信月	用金庫・	信用箱	且合						支	店
	農業	協同組合・	信 漁	連						出張	所
1 普通預金	金融機関	関コード	ュード	口座番号(右づめで記入)							
2 当座預金											
3 その他											
フリメ	ブ ナ			•		'					•
D D D	¥ 1										
口 座 名	我 人										

様式第8号(第9条関係)

環境保全活動実績報告書

年 月 日

銚子市長 様

事務所の所在地 〒 又は代表者住所 団 体 の 名 称 代表者職氏名電 話 番 号 ()

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定のあった環境保全活動費補助 金に係る環境保全活動を完了したので、次のとおり実績を報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 実 績 額 円
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象活動の成果、実績等を明らかにする書類
 - (2) 補助対象活動に係る収支決算書
 - (3) 補助対象活動に要した経費の支払を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第9条第2号関係)

収 支 決 算 書

対象期間 年 月 日~ 年 月 日

	収	入		支	出
区	分	決算額(円)	区	分	決算額(円)
市 補	助 金		補助対象	象 経 費	
自己資金	(会費等)		上記以外	の経費	
その他(行	寄附金等)				
その他()				
収入台	計 額		支出合	計 額	

(収支決算内訳)

	×		分	決算額(円)	内 容
収					
入					
		収入台	計額		
支	補助対象経費				
		小	計		
出	上記以外の経費				
		小	計		
		支出台	計額		

団体の名称 代表者職氏名

様式第10号(第10条関係)

環境保全活動費補助金額確定通知書

 銚子市
 達第
 号

 年
 月
 日

様

銚子市長

年 月 日付け銚子市 指令第 号をもって交付決定した環境保全活動費補助金について、交付額を次のとおり確定したので通知します。

交付確定額

(交付決定額 円)

様式第11号(第11条関係)

環境保全活動費補助金交付請求書

年 月 日

銚子市長 様

事務所の所在地 〒 又は代表者住所 団 体 の 名 称 代表者職氏名 電 話 番 号 ()

年 月 日付け銚子市 達第 号をもって額の確定のあった環境保全活動費補助金について、次のとおり交付請求します。

なお、補助金は、次の振込先口座に口座振替払により支払うようお願いします。

1 交付請求額 金 円

(交付確定額 円)

(概算払受領済額 円)

2 振込先口座

_	1/A	_												
		£	退	行・	労 働	金	庫						本	店
		信	言用 金	庫·	信 用	組	合						支	店
		J.	農業協同網	且合・	信	漁	連						出張	所
1	普通預金	金融	店舗コード			口座番号(右づめで記入)								
2	当座預金													
3	その他													
7	, リ メ	ガ ナ												
	座 名	義 人												

別記様式第1号(第5条関係)

(平25告示11・令4告示28・一部改正)

様式第2号(第5条第2号関係)

(令4告示28・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(平25告示11・平28告示16・一部改正)

様式第4号(第7条第1項関係)

(平25告示11・令4告示28・一部改正)

様式第5号(第7条第2項関係)

(平25告示11・平28告示16・一部改正)

様式第6号(第7条第3項関係)

(平25告示11・令4告示28・一部改正)

様式第7号(第8条第2項関係)

(平25告示11・令4告示28・一部改正)

様式第8号(第9条関係)

(平25告示11・令4告示28・一部改正)

様式第9号(第9条第2号関係)

(令4告示28・一部改正)

様式第10号(第10条関係)

(平25告示11・一部改正)

様式第11号(第11条関係)

(平25告示11・令4告示28・一部改正)